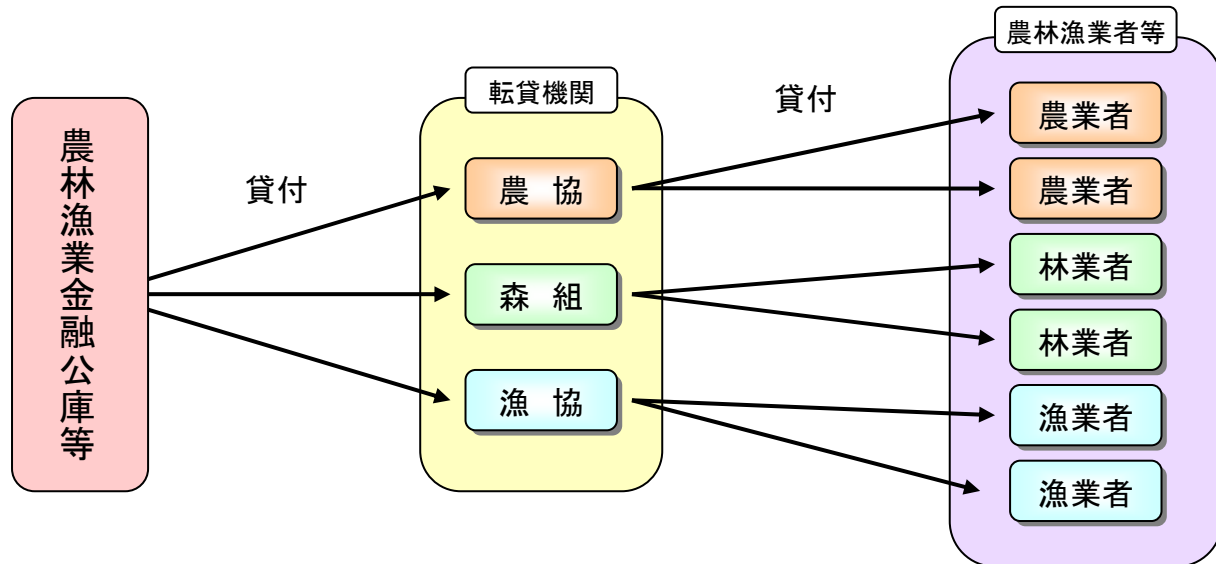


# 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合における抵当権の設定登記の税率の軽減《登録免許税》

## 1. 特例の対象

農協等が、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付けを受け、その貸付け目的に従い、かつ同一の条件で農林漁業者に対して貸付けを行う場合(転貸)の抵当権の設定登記が対象となります。

### 農林漁業金融公庫資金等の転貸制度



転貸制度とは、農協等が農業基盤整備資金などの小口多数の借入れを取りまとめ、農林漁業者に資金を円滑かつ迅速に融通するための制度です。

## 2. 特例の対象者

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、  
森林組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合

### 3. 特例の内容

農協等が農林漁業金融公庫等からの資金の貸付けを受け、農林漁業者に転貸した場合、その貸付債権を担保するために設定する抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率について、本則4/1,000を2/1,000とするものです。

注:①平成20年9月30日までの特例措置です。

②貸付けの日から1年以内に登記を受けるものに限られます。

③申請時に、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が発行する証明書の添付が必要となります。

④資金の詳細については、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫へお問い合わせ下さい。

### 4. 特例の効果

例: 農林公庫資金(転貸)借入額 1,000万円



【一般金融機関から借入れた場合】

$$1,000\text{万円} \times 0.4\% = 4\text{万円}$$

【農林公庫資金(転貸)を借入れた場合】

$$1,000\text{万円} \times 0.2\% = 2\text{万円}$$



$$4\text{万円} - 2\text{万円} = \text{2万円の効果}$$

担当部署	農林水産省経営局金融調整課政策金融班
お問い合わせ先	(代表)03-3502-8111(内線5242) (直通)03-6744-2166